

特定非営利活動法人日本電磁波エネルギー応用学会定款

新旧対照表

新	旧
<p>第3章 役員 (種別及び定数)</p> <p><b>第12条</b> この法人に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 3人以上15人以内 (2) 監事 1人以上2人以内</p> <p>2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上<b>3人</b>以内を副理事長とする。</p> <p>(総会の権能)</p> <p><b>第21条</b> 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。<b>第47条</b>において同じ)</p> <p>(総会の開催)</p> <p><b>第22条</b> 通常総会は、毎年1回開催する。</p> <p>(3) 監事が<b>第14条</b>第4項第4号の規定に基づいて招集するとき</p> <p>(総会の議決)</p> <p><b>第26条</b> 総会における議決事項は、<b>第23条</b>第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、あらかじめ通知しない事項については、出席者総数の2分の1以上の議決により議題とすることができる</p> <p>(理事会の開催)</p> <p><b>第31条</b> 理事会は、次に掲げる場合に開催する。</p> <p>(1) 監事から<b>第14条</b>第4項第5号の規定に基づき、招集の請求があったとき。</p>	<p>第3章 役員 (種別及び定数)</p> <p><b>第12条</b> この法人に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 3人以上15人以内 (2) 監事 1人以上2人以内</p> <p>2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。</p> <p>(総会の権能)</p> <p><b>第21条</b> 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。<b>第49条</b>において同じ)</p> <p>(総会の開催)</p> <p><b>第22条</b> 通常総会は、毎年1回開催する。</p> <p>(3) 監事が<b>第15条</b>第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。</p> <p>(総会の議決)</p> <p><b>第26条</b> 総会における議決事項は、<b>第24条</b>第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、あらかじめ通知しない事項については、出席者総数の2分の1以上の議決により議題とすることができる</p> <p>(理事会の開催)</p> <p><b>第31条</b> 理事会は、次に掲げる場合に開催する。</p> <p>(2) 監事から<b>第15条</b>第4項第5号の規定に基づき、招集の請求があったとき。</p>